

第2回環境影響評価審査会  
事務局資料  
令和8年4月20日

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト  
環境影響評価方法書に係る答申  
(案)

令和8年4月 日

横浜市環境影響評価審査会

令和8年4月 日

横浜市長 山中竹春様

横浜市環境影響評価審査会  
会長 奥 真美

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト  
環境影響評価方法書に係る調査審議について (答申)

令和7年12月25日み環評第322号により諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

なお、本件に係る方法書に対する市長意見の作成にあたっては、当審査会で指摘した事項について十分に配慮されるよう申し添えます。

第1 対象事業の概要

1 事業者の名称等

名 称：ENEOS Power 株式会社 (以下「事業者」といいます。)

代表者：代表取締役社長 小野田 泰

所在地：東京都港区麻布台一丁目3番1号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト (以下「本事業」といいます。)

種 類：発電所の設置又は変更の工事業 (環境影響評価法に規定する第一種事業)

3 対象事業実施区域

神奈川県川崎市川崎区扇町12番1号

ENEOS株式会社川崎事業所の敷地内

#### 4 事業の目的

2025年2月に第7次エネルギー基本計画が閣議決定され、火力電源は電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギーの出力変動等を補う調整力、システムの安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担うことが示されました。さらに、将来の電力需要増加が見込まれる中において、LNG火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、また、将来的な水素の活用やCCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage：二酸化炭素回収・利用・貯留）の導入などによる脱炭素化が可能なトランジションの手段として期待されています。

本事業は、このような背景のもと、将来の国内における電力需要増加を見据えた電力の安定供給に貢献することを目的とし、ENEOS株式会社川崎事業所の遊休地に、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備を1基新設する計画としています。

#### 5 事業の内容

本事業で新設する発電設備の出力は約75万kWとしています。発電用燃料は天然ガスとし、近隣のLNG基地からパイプラインにより供給される計画です。天然ガスを使用するため、硫黄酸化物及びばいじんの発生はないとしていますが、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）が発生します。そのNO<sub>x</sub>排出抑制対策として、低NO<sub>x</sub>燃焼器の採用及び乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置を設置する計画です。

復水器の冷却水の冷却方式は、冷却塔による機械通風湿式冷却方式を採用し、復水器は淡水循環式としています。冷却塔は乾湿併用式の採用等により、白煙の発生頻度を抑えるとしています。発電設備からの排水は新設する排水処理設備により処理した後、ENEOS株式会社川崎事業所の既設排水口から海域に排出する計画です。

現在、ENEOS株式会社川崎事業所には使用されていないタンクや配管等が存在しますが、本事業はENEOS株式会社により更地化された土地を賃借して実施する計画としています。今後の工事計画によっては、海上輸送に必要な水深を確保するために浚渫を実施する可能性があるとして、浚渫工事の区域を対象事業実施区域に含めています。

最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに所内の電力・エネルギー使用量の節約等により、単位発電量当たりの二酸化炭素排出量をより一層低減

することに努めるとしてあります。さらに脱炭素化に向けて、将来的に水素等の導入を検討するとしてあります。

## 第2 地域の特性

本事業に係る対象事業実施区域は、東京湾内の埋立地である扇町地区にあり、用途地域は工業専用地域です。扇町地区は横浜市境に近い京浜工業地帯の一角に位置しており、対象事業実施区域の南側は京浜運河に面しています。さらに、その南側には扇島があり、首都高速湾岸線が概ね東西方向に横断する形で位置しています。

また、対象事業実施区域の周辺地域は、川崎天然ガス発電所、東日本旅客鉄道株式会社川崎火力発電所、J F E スチール株式会社扇島火力発電所、扇島パワーステーション、株式会社 J E R A 東扇島火力発電所など、複数の火力発電所が立地しています。

なお、横浜市内において、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、鶴見区、神奈川区、西区、中区及び港北区とされています。

## 第3 審査意見

環境影響評価の実施にあたっては、事業の内容及び地域の特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意する必要があります。

### 1 事業計画

対象事業実施区域は埋立地に位置することから、液状化や護岸の側方流動、高潮や津波による浸水に関わる対策を準備書に記載すること。特に、スロッシング現象等により液体の漏えいが起こると、周辺環境に影響を及ぼす可能性があることから、その対策についても準備書に記載すること。

### 2 環境影響評価項目

#### (1) 工事の実施

##### ア 土壌

対象事業実施区域の多くの部分が形質変更時要届出区域に指定されており、機器などの据付に必要な掘削工事を行うとしていることから、土壌を環境影響評価の項目として選定し、工事の実施による影響を予測、評価すること。

イ 廃棄物等

対象事業実施区域が形質変更時要届出区域に指定されていることから、汚染がない土壌と汚染土壌の判別の仕方を示したうえで、残土量を予測すること。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用

ア 全般

発電設備からの排水について、審議の過程で水温による影響範囲は限定的であると示されたことから、その内容を根拠となる資料とともに準備書に記載すること。

イ 動物

周辺の緑地との関わりの観点から、動物相の状況の調査の一環として、対象事業実施区域周辺で行われている取組の情報も収集、整理したうえで、予測、評価すること。

■ 環境影響評価法及び横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

令和7年12月23日	事業者は方法書を市長に送付												
令和7年12月24日	<p>事業者は新聞広告により方法書の公告及び縦覧を周知(令和8年1月29日まで(法で定める一月間)、その後令和8年2月12日まで事業者のウェブページで閲覧を実施)するとともに、方法書説明会の開催を公告</p> <p>市長は方法書の送付を受けた旨公告し、方法書の写しの縦覧を開始(令和8年2月6日まで45日間) 縦覧場所(横浜市内) みどり環境局環境影響評価課並びに鶴見区役所、神奈川区役所、西区役所、中区役所及び港北区役所の各区区政推進課 縦覧者数(横浜市内) 0名</p> <p>このほか、ウェブページでの方法書の公表とともに、横浜市中心区図書館並びに鶴見区、神奈川区、中区及び港北区の各区図書館で閲覧を実施</p> <p>事業者は方法書に対する意見書の受付を開始(令和8年2月12日まで51日間) 意見書数 全体で3通</p>												
令和7年12月25日	<p>環境影響評価審査会 市長は方法書に係る調査審議について審査会に諮問 事務局説明(方法書に係る手続について)、事業者説明(方法書)、質疑及び審議</p>												
令和8年1月9日 1月14日 1月22日	<p>事業者は方法書説明会を開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>場所</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月9日(金)</td> <td>川崎市産業振興会館</td> <td>19名</td> </tr> <tr> <td>1月14日(水)</td> <td>川崎市産業振興会館</td> <td>25名</td> </tr> <tr> <td>1月22日(木)</td> <td>横浜市民文化会館 関内ホール</td> <td>16名</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	場所	参加者	1月9日(金)	川崎市産業振興会館	19名	1月14日(水)	川崎市産業振興会館	25名	1月22日(木)	横浜市民文化会館 関内ホール	16名
開催日	場所	参加者											
1月9日(金)	川崎市産業振興会館	19名											
1月14日(水)	川崎市産業振興会館	25名											
1月22日(木)	横浜市民文化会館 関内ホール	16名											
令和8年2月2日	<p>環境影響評価審査会 事務局説明(指摘事項等一覧)、事業者説明(補足資料)、質疑及び審議</p>												
令和8年2月19日	事業者は方法書についての意見の概要と事業者の見解を記載した書類を市長に送付												
令和8年2月25日	神奈川県知事から方法書に対する環境の保全の見地からの意見照会												
令和8年3月10日	<p>環境影響評価審査会 事務局説明(指摘事項等一覧)、事業者説明(方法書についての意見の概要と事業者の見解)、質疑及び審議</p>												
令和8年3月24日	<p>環境影響評価審査会 事務局説明(指摘事項等一覧、検討事項一覧)、審議</p>												
令和8年4月20日	<p>環境影響評価審査会 事務局説明(答申案)、審議</p>												

■ 事業者が当審査会に提出した補足資料

- 1 土壌について
- 2 残土について
- 3 動植物について
- 4 鶴見川河口への排水の水温の影響について
- 5 地盤等について

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

- 稲垣 景子
- 稲森 正彦
- 上野 佳奈子
- 大島 正寿
- ◎ 奥 真美
- 片谷 教孝
- 菊本 統
- 酒井 暁子
- 田中 修三
- 田中 伸治
- 中西 正彦
- 藤井 幹
- 藤倉 まなみ
- 山口 温
- 横田 樹広

◎会長 ○副会長 五十音順 敬称略

以上